

令和三年の懲戒処分概況について

令和三年の処分数は二五二人で、令和二年より一八人増加しています。

職員福祉局審査課

懲戒処分について

国家公務員法の懲戒処分は、一定の義務違反行為があった職員に対し、使用者である国が、公務組織の規律や秩序の維持を目的に、制裁として科すものです。

具体的には、職員が

- ① 国家公務員法、国家公務員倫理法等に違反した場合
 - ② 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
 - ③ 国民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合
- のいずれかに該当する場合に、任命権者（各省大臣等）は懲戒処分を行うことができます。
- 懲戒処分には、以下の四種類があります。
- ① 免職（職員の身分を奪い、公務から排除する処分）
 - ② 停職（二日以上一年以下の期間、職

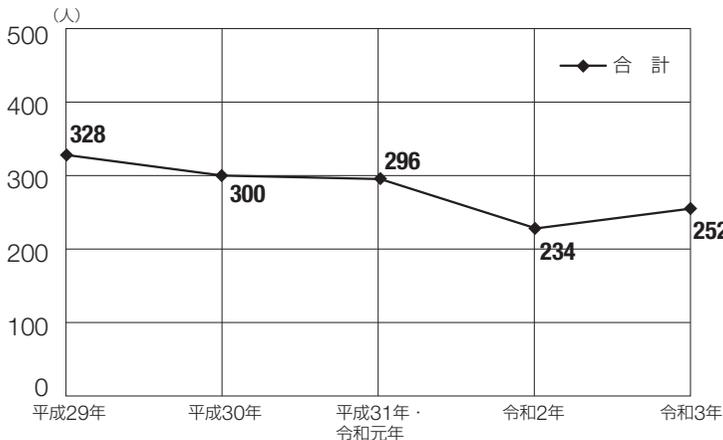
員として身分を保有させたまま職務に従事させず、その間の給与を支給しない処分）

- ③ 減給（一年以下の期間、俸給の月額のおよそ五分の一以下に相当する額を給与から減ずる処分）
- ④ 戒告（職員の責任を確認し、将来を戒める処分）

懲戒処分の状況

- 令和三年の処分数は二五二人（前年より一八人増加）。
- 府省等別では、法務省の六〇人（全体の二三・八％）が最多。
- 処分の事由別では、公務外非行関係の八五人（全体の三三・七％）が最多。

図 一般職国家公務員の懲戒処分の状況



一 令和三年中に懲戒処分を受けた一般職の国家公務員は、二五二人です。
この処分数は、前年比一八人（七・七％）増となっています。（平成二九年以降の処分数の推移については、図参照）

二 処分数を府省等別にみると、法務省が六〇人で全体の二三・八％、国税庁が四

表1 府省等別・種類別処分数(令和3年)

(単位：人)

府省名等	処分数					構成比 (%)	(参考)対前年増減		(参考)在職者数	
	免職	停職	減給	戒告	令和2年 処分数		在職者数	在職者比(%)		
法務省	60	6	23	15	16	23.8	▲ 2	(62)	48,716	(0.12)
国税庁	40	1	6	23	10	15.9	2	(38)	58,320	(0.07)
総務省	24		1	15	8	9.5	23	(1)	4,932	(0.49)
国土交通省	22	4	4	8	6	8.7	▲ 12	(34)	40,377	(0.05)
厚生労働省	21	4	2	13	2	8.3	4	(17)	35,661	(0.06)
海上保安庁	19		7	4	8	7.5	▲ 14	(33)	14,471	(0.13)
経済産業省	9	2	2	2	3	3.6	4	(5)	4,864	(0.19)
農林水産省	8			5	3	3.2	4	(4)	15,547	(0.05)
外務省	7	1		3	3	2.8	4	(3)	6,406	(0.11)
林野庁	7	1	1	5		2.8	5	(2)	5,070	(0.14)
財務省	6		1	4	1	2.4	4	(2)	17,102	(0.04)
出入国在留管理庁	5		1	4		2.0	▲ 1	(6)	6,050	(0.08)
宮内庁	4	1		1	2	1.6	3	(1)	1,075	(0.37)
公安調査庁	4		1	1	2	1.6	4	(0)	1,657	(0.24)
警察庁	3			3		1.2	0	(3)	8,758	(0.03)
内閣官房	2			2		0.8	2	(0)	1,227	(0.16)
内閣府	2		1		1	0.8	▲ 2	(4)	2,520	(0.08)
水産庁	2			2		0.8	1	(1)	967	(0.21)
人事院	1			1		0.4	1	(0)	659	(0.15)
公正取引委員会	1			1		0.4	1	(0)	809	(0.12)
デジタル庁	1			1		0.4	—	(—)	—	—
資源エネルギー庁	1				1	0.4	0	(1)	442	(0.23)
気象庁	1			1		0.4	1	(0)	4,967	(0.02)
統計センター	1			1		0.4	1	(0)	665	(0.15)
造幣局	1				1	0.4	0	(1)	845	(0.12)
上記の府省等以外	0					0.0	▲ 16	(16)	18,546	(0.00)
計	252	20	50	115	67	100.0	18	(234)	300,653	(0.08)

(注1) 「在職者数」は、府省については、内閣官房内閣人事局「一般職国家公務員在職状況統計表」(令和3年7月1日現在)、行政執行法人については、総務省「令和3年行政執行法人の常勤職員数に関する報告」(令和3年1月1日現在)による。

(注2) 「処分数」は非常勤職員6人(国税庁2人、厚生労働省2人、内閣府1人、国土交通省1人)を含む。

(注3) 表中「▲」はマイナスを示す。

(注4) 構成比の数値については、端数処理の関係で合致しない場合がある。

○人で同一五・九%、総務省が二四人で同九・五%、国土交通省が二二人で同八・七%、厚生労働省が二一人で同八・三%、海上保安庁が一九人で同七・五%などとなっています。

処分数が前年と比べて増加した省庁は、総務省（二三人増）、林野庁（五人増）などで、減少した省庁は、海上保安庁（一人減）、国土交通省（一人減）などです。（表1参照）。

令和三年における具体的な処分事案としては、次のようなものがあります。

○ 新型コロナウイルス感染症拡大により特に大きな影響を受けている事業者に対し国から支給される持続化給付金の不正受給に加担したほか、大麻を所持していたとして、国税庁職員一人に対して免職処分が行われた。

○ 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言の延長等により売上の減少に直面する事業者に対し国から支給される家賃支援給付金を不正に受給したとして、同給付金事業を所管する経済産業省の職員二人に対して免職処分が行われた。このほか、監督責任として、管理職職員二人に対して戒告処分が行われるとともに、経済産業事務次官に対して訓告

表2 事由別・種別別処分数(令和3年)

(単位：人)

処分事由	免職	停職	減給	戒告	計
一般サービス関係 (欠勤、勤務態度不良等)	1 (1)	11 (21)	29 (31)	23 (19)	64 (72)
通常業務処理関係 (業務処理不適正、報告怠慢等)	1 (2)	5 (1)	14 (16)	8 (5)	28 (24)
公金官物取扱関係 (紛失、不正取扱等)		1	(5)	(2)	1 (7)
横領等関係	2 (2)	2 (3)	6 (6)		10 (11)
収賄・供応等関係 (倫理法違反等)	2	2 (1)	19	10 (2)	33 (3)
交通事故・交通法規違反関係	1 (1)	11 (8)	6 (10)	7 (13)	25 (32)
公務外非行関係 (窃盗、暴行等)	13 (12)	18 (16)	40 (42)	14 (15)	85 (85)
監督責任関係			1	5	6 (0)
計	20 (18)	50 (50)	115 (110)	67 (56)	252 (234)

(注1) 処分事由が複数ある事案については、主たる事由で分類している。

(注2) ()内の数字は、令和2年の処分数である。

の矯正措置が行われた。

- 三 処分の種類別にみると、免職二〇人（前年比二人増）、停職五〇人（前年比同数）、減給二一五人（同五人増）、戒告六七人（同一一人増）となっています。
- 四 処分事由別にみると、全体では公務外非行関係が八五人（三三・七％）と最も多く、次いで一般服務関係六四人（二五・四％）、収賄・供応等関係三三人（一一・一％）、通常業務処理関係二八人（一・一％）、交通事故・交通法規違反関係二五人（九・九％）の順となっています（表2参照）。

不祥事の防止に向けて

令和三年の懲戒処分数は、令和二年に比べて増加しており、最近は特に幹部職員による重大な不祥事が発生するなど公務に対する国民の信頼を大きく損なうような事案も生じています。

公務に対する国民の期待と信頼を確保し、行政の円滑な運営を図っていくためには、職員が国民全体の奉仕者としての使命を自覚し、厳正な規律と高い倫理観を保持しつつ、その職務に精励することが何より肝要です。また、不祥事が発生した場合に

は、各府省等において、速やかにその事実関係を把握した上で懲戒処分を行うなど、厳正に対処し、併せて具体的な再発防止策を講じていくことが重要と考えています。

人事院としても、国民全体の奉仕者としての服務・懲戒制度全般の趣旨の徹底のための取組として、懲戒処分を行うに当たったの参考に供することを目的とした懲戒処分の指針や懲戒処分の公表指針を策定しております。また、本府省及び地方支分部局等の服務・懲戒事務担当者を対象に服務・懲戒制度の説明会を例年実施しており、令和三年度においては、前年度と同様、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、説明会等の実施に代え、音声解説付きの服務・懲戒制度説明資料の配付を通じ、制度の周知徹底を図ったところです。

これらのほか、幹部職員を対象とした、国民全体の奉仕者としての役割の認識について再度徹底を図るための研修の実施、各府省等における研修等に資する職員向けの小冊子の作成、配布、eラーニングシステムを活用した服務・懲戒制度研修の実施など様々な取組を行ってきたところです。

国家公務員倫理法及び国家公務員倫理規程の遵守に向けては、国家公務員倫理審査会において、広く地方機関に勤務する職員

をも対象とする有識者Web講演の実施、双方向型の研修の提供、倫理法等遵守を実践させるための各種教材の作成・提供などを行っています。加えて職務の相手方となる事業者や国民に対して、各府省から所管業界等へのアプローチを活かし、倫理規程の内容や倫理保持の取組に関するPRを進めるなど、研修・啓発活動の充実・強化に取り組んでいます。

引き続き、各府省等において、職員の服務規律の確保と違反に対する厳正な対応が行われるよう、中立公正な人事行政の専門機関として、服務規律徹底のための取組を実施してまいります。

次号予告

6月号 2022年6月1日発行

特集

国家公務員安全週間に当たって

失敗も 共有すれば 宝物



標語：国土交通省 大阪航空局 堀 昌康氏 作



国家公務員安全週間
主催：人事院 共催：国土交通省 大阪航空局

令和3年7月1日～7日

▲令和3年度の国家公務員安全週間の標語ポスター

※企画は予告なく変更する場合があります。

本誌に掲載した署名記事において、意見にわたる部分については、それぞれ筆者の個人的見解であることをお断りしておきます。

人事院月報に関するご意見・ご要望等をお寄せください。

本誌は読者のニーズに合った誌面づくりに取り組んでまいります。

F A X : 03-3581-5348
e-mail : geppouiken@jinji.go.jp

人事院月報

5月号 (通巻873号) 令和4年5月1日発行

編集 人事院総務課広報室
〒100-8913 東京都千代田区霞が関1-2-3
電話 03-3581-5311(代)

印刷発行 日経印刷株式会社
〒102-0072 東京都千代田区飯田橋2-16-3
電話 03-6758-1013

定価は表紙に表示してあります。

編集後記

今月号の特集では、第三四回人事院総裁賞を取り上げました。今回は、例年より多い七つの個人・職域が受賞されました。このうち二つの職域は、新型コロナウイルス感染症への対応に尽力されたことが認められたものです。

新型コロナウイルス感染症が社会に大きな影響を与えるようになってから2年が経ちました。この間、多くの公務員の方が経験したこのない事態の中でどのように職務を全うし、公共サービスの提供や行政運営を行っていけばよいか、悩み、試行錯誤しながら前進されてきたことと思います。少し視点を変えると、こうした苦しい経験を通して皆さんの新しいアイデアが生

まれてきていると思います。過去の好事例に学びつつ、新しいアイデアを採り入れることで行政が一層発展していくことを期待しますし、私自身もその思いで取り組んでいきたいと考えます。

* * * * *

本号で取り上げた「人事院・ダイバーシティ&インクルージョン講演会」では、駐日オーストラリア大使と東急株式会社代表取締役社長をスピーカーとしてお招きし、誰もが働きやすい環境づくりの秘訣に迫っています。こちらも、外国からゲストをお招きすることが難しい環境の中、駐日大使館×民間企業×国家公務員のコラボレーションという従来はなかった新しいタイプの

イベントになりました。ゲストからは、データの重要性やトップダウンとボトムアップのバランスなど、日々の仕事にも参考となる貴重なご示唆がありました。

* * * * *

四月の人事異動を経て、本号より人事院月報の編集を担当することになりました。誌面には限りがありますが、読者の皆様にご満足いただける誌面づくりを室員とともに目指していきたいと思っております。よろしくお願ひします。

(広報室長 福田圭介)